

資料 1

ゴルフ場別の農薬水質調査結果（愛知県実施分）

（単位：mg/L）

ゴルフ場名・採水日 農薬名		定光寺カントリークラブ	新城カントリー倶楽部	パインフラットゴルフクラブ	秋葉ゴルフ倶楽部	知多カントリー倶楽部	半田ゴルフリンクス	新南愛知カントリークラブ	伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部	水濁指針値 ※注2	水産指針値 ※注3
		R1.6.11	R1.6.14	R1.6.14	R1.10.11	R1.10.15	R1.10.15	R1.10.15	R1.10.21		
殺虫剤	クロチアニジン			0.002						2.5	0.028
	フルベンジアミド							<0.001		0.45	0.058
	ペルメトリン				<0.001					1	0.0017
殺菌剤	アゾキシストロビン					<0.001	<0.001			4.7	0.28
	イミノクタジナルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩 ※注1	<0.001								0.06	0.027
	クロタロニル(TPN)	<0.001								0.47	0.08
	シアゾファミド				<0.001					4.5	0.088
	ジフェノコナゾール						<0.001			0.25	0.75
	ジラム				<0.001	<0.001			<0.001	-	0.0096
	チオファネートメチル		<0.001					<0.001	<0.001	3	1
	プロバモカルブ塩酸塩		<0.001			<0.001				7.7	100
	ホセチルアルミニウム又はホセチル							<0.02		23	28
マンゼブ	<0.001							<0.001	-	0.12	
除草剤	アシュラムナトリウム塩又はアシュラム						<0.001			10	90
	エトベンザニド		<0.001							1.1	0.78
	カフェンストロール			<0.001						0.07	0.02
	プロジアミン			<0.001						1.7	0.0046

注1: イミノクタジナルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩は、イミノクタジンとして測定し指針値を評価している。

注2: 水濁指針値は、指導指針に別表として掲げる項目及び農薬取締法第4条第1項第9号に基づく水質汚濁に係る農薬登録基準（公共用水域の水質汚濁が原因となり、人畜に被害が生じることを防止するための基準）の10倍値。

注3: 水産指針値は、農薬取締法第4条第1項第8号に基づく水産動植物被害に係る農薬登録基準（水産動植物に被害を生じることを防止するための基準）の10倍値。